88	ファミリー公園前第３号	奈良県磯城郡川西町	橿原線	奈良県	県道	天理王寺線	第12号	—
89	八幡前３号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道㈱	加太線	和歌山市	市道	西脇36号線	第７号	—
90	八幡前４号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道㈱	加太線	和歌山市	市道	西脇35号線	第７号	—
91	下	香川県高松市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	高松市	市道	下向田２号線	第10号	—
92	病院	香川県観音寺市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	観音寺市	市道	七間橋牟田川線	第10号	—
93	東土居	香川県東かがわ市	四国旅客鉄道㈱	高徳線	東かがわ市	市道	喜定丹生停車場線	第10号	—
94	皿池	香川県三豊市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	三豊市	市道	皿池線	第10号	—
95	琴平第２	香川県仲多度郡琴平町	四国旅客鉄道㈱	土讃線	香川県	県道	原田琴平線	第10号	—
96	大谷第１	愛媛県松山市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	松山市	市道	堀江41号線	第10号	—
97	綿市	愛媛県四国中央市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	四国中央市	市道	五反地中上線	第10号	—
98	藤石堂	愛媛県四国中央市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	四国中央市	市道	中村大道線	第10号	—
99	日出来	佐賀県唐津市	九州旅客鉄道㈱	唐津線	唐津市	市道	山本宮ノ前線	第12号	—
100	小江第一	長崎県諫早市	（一社）佐賀・長崎鉄道管理センター	長崎線	諫早市	市道	下与久保線	第12号	—
101	友田川	熊本県玉名市	九州旅客鉄道㈱	鹿児島線	玉名市	市道	六栄線	第12号	—
102	新町	熊本県菊池郡菊陽町	九州旅客鉄道㈱	豊肥線	菊陽町	町道	横道合志線	第12号	—

○国土交通省告示第十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

シリツキ川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を昭和二十三年建設省告示第八十号で指定した細野谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県西宮市塩瀬町名塩

字シリツキ　四九〇一番　一号から十一号まで

二　一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

緑兵右谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市夢前町前之庄

字恵ヶ谷　八七一番一　一号から二十七号まで

三　一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小島神社川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市小島

字家ノ上　二四五番　一号

二四五番一　二号及び三号

二四三番　四号

二四〇番　五号

二一九番　六号

二一五番　七号から九号まで

四　一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樫谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十四年内務省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市但東町佐々木

字樫谷　九八〇番　一号及び二号

六四番三　三号

九八二番　四号

六三番一　五号

六三番二　六号

六一番　七号

九九一番　八号

五九番　九号及び十号

九九三番二　十一号

○国土交通省告示第十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県上益城郡御船町大字滝尾の区域内の土地のうち、次の一点から三十四点までを順次結んだ線及び一点と三十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 42′ 38.1323″	130° 50′ 08.9555″